

## 告 示

### 埼玉県告示第五百七十五号

令和元年十月一日付け埼玉県告示第五百二十号で告示した毛呂山・越生都市計画下水道に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和元年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕